

千葉県立保健医療大学健康危機管理基本方針

1 基本理念

学生・教職員の健康危機発生時には、大学が主体となり、国、県、医療関係諸機関の協力を得て、迅速かつ適正に対策を講じていく必要がある。健康危機管理に万全を期するために千葉県立保健医療大学健康危機管理基本方針を定める。

2 目的

学生・教職員の健康を脅かす事態やその可能性のある事態に対し、被害を最小限度に抑止するため、速やかに健康危機管理体制に移行するなど、健康危機管理の基本的な枠組みを策定する。

3 組織

- (1) 学長は、学生・教職員に影響を与える健康被害が発生又は発生のおそれがあるときは、千葉県立保健医療大学健康危機対策委員会(以下、「対策委員会」という。)を設置し、国、県、医療諸機関と緊密な連携を図りつつ、健康被害の発生予防、拡大防止等に必要な対策を講ずるものとする。
- (2) 対策委員会の組織構成、所掌事務等は、別途設置要綱により定める。なお、対策委員会の組織構成は対象となる健康危機により、それに適したものとする。
- (3) 健康危機対策の決定は、対策委員会において、法律、規則等に基づいて行うほか、法律、規則等により難しい場合で公益性の高い事案については、対策委員会で協議の上、自主的に行うこととする。

4 情報の収集・伝達・提供

- (1) 対策委員会は、常時、健康危機情報を収集し分析に努める。
- (2) 学生・教職員に対し、適切な情報を迅速に伝達、提供する。
- (3) 必要に応じ、国、県等の関係機関に健康危機に関する情報を報告する。

附 則

この基本方針は、平成21年9月7日から施行する。